

【藤岡市】住宅改修費受領委任払における申請手順

改修する工事内容や施工業者が決定

事前申請

介護保険課に対し、ケアマネージャーを通じて下記書類を提出する

1. 居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書兼住宅改修費受領委任払申請書【様式第1号】
2. 住宅改修が必要な理由書（指定様式）※有資格者が作成
3. 当該改修に係る工事費見積書
4. 改修箇所の平面図（改修予定内容が朱書き記入されたもの）
5. 改修箇所の着工前写真
6. 当該住宅改修業者が作成する同意書【様式第2号】
7. 住宅の所有者の承諾書（所有者が異なる場合のみ）【様式第3号】

着工承認

介護保険課より被保険者・ケアマネージャー等に対し審査結果を通知（連絡）する
通知：住宅改修費受領委任払決定通知書【様式第4号】

工事着工

工事着工・完成後、被保険者は施工業者に工事費の1割～3割分（自己負担分）を支払う

1割～3割分（自己負担分）とは

- ・対象工事費が20万円以下の場合、対象工事費に90%～70%を乗じて得た額（小数点以下切捨て）を対象工事費から減じて得た額のこと。
- ・対象工事費が20万円を超える場合には、総支払額から18万円～14万円を減じて得た額のこと。

支給申請

介護保険課に、住宅改修費の支給申請をする

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払支給申請書【様式第5号】
2. 被保険者が支払った自己負担分の領収書
3. 当該改修に係る工事費内訳書
4. 改修箇所の完成写真
5. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払請求書【様式第6号】
6. 居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に係る委任状【様式第7号】

審査・振込

審査結果を通知し、請求書に記載された施工業者の口座に9割～7割分を振り込む（2ヶ月以内）

